日刊工業新聞
年月日 19 10 25 ページ 13 NO.

ICT 世界の潮流 PART7 18

欧米における監視カメラ・顔認識技術の規制㊦

EU、顔認識を厳しく規制

国際社会経済研究所（NECグループ）主幹研究員
小泉 雄介

ガイドライン案

欧州連合（EU）の個人データ保護に関する諮問委員会である欧州データ保護会議（EDPB）は、ビデオ機器を通じた個人データ処理に関するガイドライン案を7月に公表した。

これはEUの一般データ保護規則（GDPR）の下でのカメラ画像や顔認識技術の取り扱いに関する指針案であり、事業者の立場から見ると非常に厳しい内容の規制も含まれている。EDPBが発行する指針はGDPRの法解釈を示すもので、EU各国の監督機関がGDPRを執行する際の根拠となる。

通常、個人的な活動として家庭内で個人データを利用する場合、GDPRの適用対象外となる。これは監視カメラについても同様だ。しかし指針案では、自宅の監視カメラが公道や隣家を撮影している場合には対象外とならず、GDPRを順守する必要があるとされた。関連ケースとして、オーストリアのカフェが防犯に必要な範囲を超えて監視カメラで公道を撮影していたとして、監督機関から約5000ユーロ（約60万円）の制裁金を科されている。

顔認識技術の利用に対しては、指針案でさらに厳しい法解釈を示している。例えば、空港でチェックイン時に顔写真を登録することで、手荷物カウンターや搭乗ゲートでパスポートなどを見せずに顔認証で通過できる顔パス認証サービスでは、顔認識システムを専用ゲート内に設置し、顔認識に同意していない旅客の顔特徴データを取得しないようにしなければならない。

選択肢の提供

コンサート会場で顔パス入場を行う場合も同様だ。また、オフィスなどの入退場管理に顔認証を使う場合も、全ての従業員に顔認証を強いるのではなく、それ以外の入場方法（社員証の提示など）も提供しなければならないとしている。

店舗での顔認識についてはは、来店客を再認識してリピーター分析を行う場合は全ての来店客から事前同意を得なければならない。ただし、年代・性別などの属性推定のみで、個人を識別する顔特徴データの作成を伴わない場合は、本人同意は必要ない。

顔認識サービス例	GDPR指針案における要件
空港での顔パス認証	顔認識システムを専用ゲート内に設置し、顔認識に同意していない旅客の顔特徴データを取得しないようにしなければならない
顔認証によるビル入退館管理	全ての入館者に顔認証を強いるのではなく、それ以外の入場方法（社員証の提示など）も提供しなければならない
店舗でのリピーター分析	全ての来店客から事前同意を得なければならない
ホテルでのVIP顔認識	登録済みのVIPか否かを判断するために入口で撮影する際、全ての入館者から顔認識に関する事前同意を得なければならない
コンサート会場での顔パス入場	顔認識システムの付いた入口と、そうでない入口（チケットをスキャンするなど）の両方を明確に区別して設置しなければならない

EUのGDPR指針案で顔認識サービスに求められた要件

VIP顧客

また、ホテルの入り口でVIP顧客を顔認識するサービスについては、登録済みのVIPか否かを判断するために撮影する際、全ての入館者から顔認識に関する事前同意を得なければならないとしている。

他にも、監視カメラ管理者は、個人からの本人映像の開示請求には原則として応えねばならず、映像に他の人が写っている場合はぼかしなどを入れたコピーを渡さなければならない。また、個人が撮影エリアに入る前に認識できるように、適切な場所に監視カメラに関する警告表示を設置せねばならないとしている。

指針案に対し、特に全ての顧客からの本人同意を必須とする法解釈に対しては、日本の電子情報技術産業協会（JEITA）からもパブリックコメント（意見公募）をEU側に提出している。ただし一部報道によると、欧州委員会は顔認識技術の利用に対してGDPR以上の法規制を検討しているとのことであり、産業界としては予断を許さない状況だ。

（金曜日に掲載）

無断転載・複写禁止 ㈱日刊工業新聞社